

会議名	令和2年度第3回上下水道事業経営審議会
日時	令和2年8月6日（木） 10:00～12:00
場所	市役所本庁舎低層部4階 全員協議会室
出席委員	木村隆之会長、石川宗一郎委員、井深正美委員 鷺見守昭委員、箕輪光顕委員、渡辺貴郎委員、近藤隆郎委員 服部学委員、瀬瀬晴美委員、葛西裕子委員、山田謙一委員
欠席委員	河野美佐子副会長、武藤豪委員、森健二委員、岡田美津子委員
次第	1 審議事項、説明事項 ・ これからの水道事業 ・ 水道料金のあり方について
議事概要	<p>＜説明事項＞</p> <p>資料1「第3回 上下水道事業経営審議会」及び資料2「水道料金のあり方について」により事務局から説明</p> <p>＜説明事項に対する質疑＞</p> <p>（管路更新時の他の事業者との調整について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管路の更新にあたり道路を掘削する際のガスや電気等他の事業者との連絡体制等について質疑があり、道路管理者からの情報提供や道路管理者が開催する連絡会議において、情報共有を図りながら調整していると回答 <p>（補てん財源残高について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度末の繰越補てん財源が前年度比で大幅に増加した理由と、資料1の28ページに記載されている今後の補てん財源の見込みは現行料金に基づく見込みであるのかとの質疑があり、収益的収支が赤字となった場合に備え未処分の繰越利益剰余金約6億円を、本審議会からの意見等を受け、処分して補てん財源として使用できるようにしたことが要因と回答、また、今後の補てん財源の見込みは現行料金に基づくものと回答 <p>（豪雨災害等への対応について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨災害等への備えとして、ハザードマップ等に基づく点検等を行うのかという質疑に対し、内水ハザードマップ等を踏まえ、施設の立地等を確認することは重要であり、そのような点で、前回の審議会で説明したとおり、雄総水源地の自家発電機を更新する際には、浸水対策を合わせて行っている。また、ハード面のみでなくソフト面からの対策について、国等がガイドライン等を示すことも考えられるので、それらを注視しつつ、検討していきたいと回答

(施設更新の基準について)

- ・長寿命化によるライフサイクルコストの低減にあたり、施設更新等を行う基準はどの質疑に対し、法定耐用年数によって一律で更新を行っていくのではなく、点検を行い、施設の健全度等を踏まえ、修繕等をしていくことで費用の平準化を図っていくと回答

(幹線管路の適正口径化について)

- ・水需要の変化によって、水道管内の水圧に変化はないのかとの質疑に対し、法定の水圧を維持するよう管理していると回答
- ・ダウンサイジングを行った後に大型の施設等が来て、水の需要が増加した場合、給水に支障はないのかとの質疑に対し、施設の設置に際しては、協議を行い、必要に応じて貯水槽を設けてもらうなど、対応していくことになるかと回答
- ・ダウンサイジングに際し、住民に説明会を行うのかとの質疑に対し、現在の水需要は満たす前提で適正な口径としていくと回答
- ・ダウンサイジングによる効果はどのようなものがあるのかとの質疑に対し、更新に際し、管の口径を小さなものにするすることで、更新費用を抑制できると回答
- ・管路の口径が小さくなることで、各使用者の給水管に影響はないのか、また、それによって基本料金等が変わることはあるのかとの質疑に対し、使用者の使用する水量が変わらなければ、給水管を変更する必要はないので、基本水量にも影響はないと回答

(施設の統廃合について)

- ・水源地の統廃合も検討して行くとのことであるが、水源地については数が多い方が災害時には対応しやすいのではないかと質疑に対し、水需要に対して過剰な規模については削減していくが、余力を全く持たないということではなく、また、廃止した水源地について、予備水源化していくこともあると回答

(水道の普及について)

- ・県の新庁舎では水道を使用することとなったとのことであったが、ホテルや商業施設等で戸水を使用している事業者に対し普及を図っていくべきとの指摘に対し、民間事業者の施設の新設や建替えのタイミングについては、把握することは難しい面はあるものの、機会をとらえて働きかけを行っていきたいと回答
- ・委員から、地下水の利用は地盤沈下の原因となり、また、個人の家庭の使用水量だけでは限界があり、使用水量の減少が悪循環となって料金に影響しないよう、大口使用者への普及活動に取り組んでほしいと要望

(有収率について)

- ・有収率について、大垣市等は改善してきており、岐阜市も目標をもって改善していくべきとの指摘に対し、取組は行っているものの、「特効薬」はないのが現状ではあるが、引き続き取り組んでいくと回答

(建設改良費の増加について)

- ・会長から、資料1の29ページに示されている平成22年度から令和元年度実績に対し、令和2年度から令和11年度見通しの建設改良費が10億円程度増加しているが、これは過去の施設整備によって更新需要が増えていくことに比例して、今後も増加していくのかとの質疑があり、低減していくことは難しいものの、維持していくよう努力していくと回答

(水道料金の中核市比較について)

- ・料金を単純比較だけでなく、一般会計からの補てん等も含めた資料はあるかとの質疑に対し、次回以降に用意すると回答

(施設整備計画・財政計画について)

- ・会長から、事務局が示した施設整備計画及び財政計画について、概ね了承してよいかとの問いに対し、各委員から異議なし

(料金算定期間について)

- ・料金算定期間を4年とした理由について質疑があり、令和2年度から令和11年度を計画期間とする岐阜市上下水道事業経営戦略の中間見直しを予定している令和6年度に、水道料金のあり方を検討することで、経営戦略の財政計画等との整合を図っていくためと回答
- ・委員から、経営戦略と同じ年度にあり方を検討しなければならない訳ではなく、水道料金の使用者に与える影響を考えれば、料金算定期間を5年とするべきとの意見
- ・会長から、10年間の長期にわたる財政計画に基づく料金のあり方であり、4年後にあり方を検討するとしても、それは必ずしも料金値上げを意味するものではなく、経営戦略の中間年度に合わせた検討でも不自然ではないのではないかとの意見

(答申案について)

- ・これまでの審議の中で、指摘された有収率や普及に関する審議会からの意見は、答申案にどのように反映されるのかとの質疑に対し、本日示したのは答申の骨子であり、今後の答申案の検討の中で反映していく予定と回答
- ・会長から、有収率等については、料金のあり方に直接関わらないとしても、重要な指摘と認識しており、今後も審議会として注視していくとの意見

(建設改良費について)

- ・建設改良費が30億円程度を維持するとのことであるが、アセットマネジメント等の考えを取り入れ、日常の修繕や計画的な施設整備によって、平準化が図られた予算であり、評価できるとの意見

(料金について)

- ・現時点で料金改定の必要がないのであれば良いが、必要があれば、受益者負担の原則のもと、

市民が負担していくべき費用であり、その際には何に費用が掛かるのかしっかり説明していく必要があるとの意見

- ・会長から、審議会として、料金改定については「改定しない」ということで了承したいがよいかとの意見集約があり、異議なし

(答申案の審議について)

- ・委員から、答申案の審議については、本日の審議の中で資料提供を求めており、また、答申については慎重な審議をすべきであることから、日を改めて審議すべきとの意見があり、審議会として了承